

平成 28 年度第 2 回周南市空家等審議会会議録

- 日時：平成 29 年 1 月 25 日（水） 13 時 00 分～13 時 45 分
- 場所：周南市役所仮庁舎（旧近鉄松下百貨店 6 階 小会議室 1）
- 出席者：審議会委員 5 名
- 事務局：6 名
生活安全課（長畠課長補佐、深海係長、宗田、木村、中村）
建築指導課（永尾係長）
- 傍聴者：非公開

1. 開会

2. 委員・事務局職員紹介

3. 生活安全課長あいさつ

4. 出席状況報告

○事務局

出席状況報告 出席委員 5 人。会議成立

会議は原則非公開。議事録の公表

5. 議題

議題第 1 号 特定空家等に対する命令等について

○会長 それでは、本日の 1 番目の議題であります「特定空家等に対する命令等について」の説明を事務局から願います。

○事務局（議題第 1 号について事務局説明、命令に係る措置の内容、命令に至る経緯）

○会長 はい、ありがとうございます。事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。

○委員 命令に係る事前通知書において所有者に意見書提出の機会を与えることとなっているが、その意見書の内容はどのようなものか。

○事務局 空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 4 項に基づき、措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者等に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければなりません。

意見書については、周南市空家等の適切な管理に関する条例施行規則第 6 条第 2 項において様式を定めている。所有者は、命令に係る事前通知書に記載された命じようとする措置及びその事由に対して意見を述べることとなる。

○会長 私からの質問ですが、命令のあとは規定に従って進んでいくのか。

- 事務局 命令は行政処分となるので、命令の期限までに措置が講じられない場合には、氏名等の公表、行政代執行と法や条例に基づき手続きを進めていくこととなる。
- 委員 所有者と一度連絡が取れたとのことだが、その時、本人の意向は確認できたのか。
- 事務局 本人の意向は確認できていません。これまでに市が送付している助言・指導文書、勧告書を確認していないとのことであった。
このため、勧告書の写しと特定空家等の状況写真を再度送付することとし、確認をしたあと、市へ電話するようお願いしたところである。
年末年始にかけて、市から電話をかけているがつかない状況である。
- 委員 命令を受けた者が不服申し立てできるのか。
- 事務局 命令書には、命令について不服がある場合には、命令があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、周南市長に対して審査請求をすることができる旨明記している。
- 会長 意見がないことを確認できない場合はどうするのか。
- 事務局 地方税法において、納税の告知の文書となる納税通知書については、納税義務者の住所地に到達したときに効力が生じるものとされている。空家等対策の推進に関する特別措置法においても命令に係る事前通知書が住所地に到達したときに効力が生じるものと理解している。
- 会長 はい、分かりました。他にご質問はありませんか。無いようでしたら、審議内容を事務局でまとめておいてください。

議題第3号 特定空家等に対する勧告について

- 会長 それでは、「特定空家等に対する勧告について」の説明を事務局から願います。
- 事務局 （議題第3号について事務局説明、勧告に係る措置の内容、勧告に至る経緯）
- 会長 ありがとうございます。事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。
- 会長 私から、勧告の措置期限についてはどのように考えているのか。
- 事務局 3ヶ月程度を考えている。
- 会長 はい、分かりました。他にご質問はありませんか。無いようでしたら、審議内

容を事務局でまとめておいてください。

議題第2号 特定空家等に対する勧告について

○会長 それでは、「特定空家等に対する勧告について」の説明を事務局から願います。

○事務局 （議題第2号について事務局説明、勧告に係る措置の内容、勧告に至る経緯）

○会長 ありがとうございます。事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。

○委員 本特定空家等の傍にある通路を通る人に瓦が飛散し危害を与える可能性がある。なるべく早く緊急安全措置として瓦を撤去すべきである。

○事務局 通路の通行止めも検討したい。

○事務局 周南市空家等の緊急安全措置の事務処理要綱では市が緊急安全措置を講じるにあたり所有者の同意を必要としている。同意が取れない場合、市が瓦を撤去することは事務管理に該当するか問題がある。

○委員 責任は二つある。一つは、市が措置を講じず事故が起きた時の責任。もう一つは、市が措置を講じた時に所有者から責任追及を受ける可能性。状況を見ながらバランスを持って対処する必要があり、難しい問題だ。

事務管理というのは、所有者が明らかに反対していない限り、所有者のためにある制度。そもそもは所有者の管理責任の問題で所有者が責任を負うのは間違いない。所有者が責任を負わないためにも市が措置を講じるもので、本事案は十分に事務管理に該当すると思われる。その際に、費用負担の問題が出てくるが、所有者へ費用負担を求めていく過程の中で、そんなことをしてほしくなかったと言われる可能性がある。そうは言っても、住民の安心安全が最優先だから市において対処した方がいいと思う。

○会長 いずれにしても、過剰な措置にならないように注意する必要があると思う。

○会長 他にご質問はありませんか。無いようでしたら、審議内容を事務局でまとめておいてください。

本日の審議を踏まえた答申書の策定については、私に一任いただきたいが、いかがか。

(異議なし)

○会長 委員の皆様の承認をいただきましたので、私の方で答申書を策定し市長に提出する。

○会長 議事につきましては以上で終了する。皆様、ご協力ありがとうございました。

(議事終了)

6. 閉会